

会議開催のお知らせ

盛岡市こども相談評価委員会を次のとおり開催します。

令和6年9月6日

盛岡市こども相談評価委員会

- 1 開催日時 令和6年9月9日(月) 午前10時00分から
- 2 開催場所 盛岡市保健所4階 404 研修室
- 3 内容
 - (1) 委員の紹介及び委嘱状の交付
 - (2) 委員長及び副委員長の選出
 - (3) 議題
 - ア 報告事項(こども相談室の設置の経緯について、こども相談室の取組について、こども相談の対応状況について)
 - イ 協議事項(チャット相談について)
- 4 傍聴の可否及び手続
 - (1) この会議は一部傍聴することができません。傍聴できない部分は、次のとおりです。

議題 ア 報告事項(こども相談の対応状況について) の部分
 - (2) 傍聴を希望する方は、当日会場で受付を行いますので、午前9時50分までに会場においでください。

なお、開催時刻以降は、入室できない場合があります。
 - (4) 傍聴できない理由は、次のとおりです。

議題 ア 報告事項(こども相談の対応状況について) には、個人に関する情報が含まれており、盛岡市情報公開条例第7条第2号に該当するため。
- 5 問い合わせ先
盛岡市子ども未来部こども家庭センターこども相談室
電話 019-613-7520 (ダイヤルイン)

令和6年度盛岡市こども相談評価委員会傍聴要領

盛岡市子ども未来部こども家庭センターこども相談室

1 傍聴する場合の手続

会議の傍聴を希望する方は、会議の開会予定時刻までに、会場受付で氏名、住所及び連絡先を記入し、事務局の指示に従って会場に入室してください。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議の傍聴に際し守っていただく事項に違反したときは、注意し、なお、これに従わないときは、退場していただくことがあります。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する際は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議の開催中は、静かに傍聴し、拍手その他の方法により、発言に対し公然と意見を表明しないでください。
- (2) 騒ぎ立てるなどして、議事の進行を妨げないでください。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙はしないでください。
- (4) 許可を得ないで、会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないでください。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の妨げとなる行為は行わないでください。